



中部ブロックにおける審査上の取扱い (ブロック取決) のご案内

令和 8 年 8 月 7 日

中部ブロック^(※)の審査委員会における審査上の取扱い(ブロック取決)について、以下のとおりお知らせします。

なお、本ご案内は、審査に関する透明性の向上を図るため、中部ブロック内審査委員会の現時点での取決をお知らせするものであり、今後、変更等が生じた場合は、速やかにお知らせします。

おって、当該取決については、療養担当規則等に照らし、当該診療行為の必要性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としておりますので、当該取決に示された適否が、すべての個別診療内容に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものではないことを申し添えます。

(※) 富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

【中部ブロック取決事項】

医 科

No.	取扱い	根拠	備考
1	染色体検査(FISH 法)のみに対する分染法加算の算定については、原則として認められない。	分染法加算は、D006-5 染色体検査の「2 流産検体を用いた絨毛染色体検査を行った場合」又は「3 その他の場合」を実施した場合に評価する加算点数であり、FISH 法では分染法を実施しないため、加算の対象にはならないので認められない。 以上のことから、染色体検査(FISH 法)のみに対する分染法加算の算定については、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和 8 年 11 月

No.	取扱い	根拠	備考
2	Major BCR-ABL1 (mRNA 定量(国際標準値))(モニタリング)、Major BCR-ABL1(mRNA 定量)(モニタリング)及び minor BCR-ABL mRNA(モニタリング)の算定間隔については、原則として月 1 回の算定を認める。	Major BCR-ABL1(mRNA 定量(国際標準値))(モニタリング)は、「慢性骨髄性白血病(CML)の治療効果のモニタリングを目的として、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。」となっている。 慢性骨髄性白血病(CML)に対する治療効果の判定や再発の有無を確認するため、必要がある時は、毎月、測定する。 以上のことから、Major BCR-ABL1(mRNA 定量(国際標準値))(モニタリング)の算定間隔については、原則として月 1 回の算定は認められると判断した。 Major BCR-ABL1(mRNA 定量)(モニタリング)及び minor BCR-ABL mRNA(モニタリング)は、「フィラデルフィア染色体(ph)陽性急性リンパ性白血病(ALL)治療効果のモニタリングを目的として、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。」となっている。 フィラデルフィア染色体(ph)陽性急性リンパ性白血病(ALL)は、進行性の速い病態であり、治療後の再発も多い疾患であることから、毎月、測定する必要性がある。 以上のことから、Major BCR-ABL1(mRNA 定量)(モニタリング)及び minor BCR-ABL mRNA(モニタリング)の算定間隔については、原則として月 1 回の算定は認められると判断した。	適用診療月 令和 8 年 11 月
3	植皮施行部位(植皮の安定目的)に対する J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)の算定については、原則として認められない。	J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)の留意事項通知には、「局所陰圧閉鎖処置(入院)を算定する場合は、特定保険医療材料の局所陰圧閉鎖処置用材料を併せて使用した場合に限り算定できる。」と示されている。また、局所陰圧閉鎖処置用材料の留意事項通知には、「外傷性裂開創(一次閉鎖が不可能なもの)」、「外科手術後離開創・開放創」、「四肢切断端開放創」及び「デブリードマン後皮膚欠損創」の場合に算定できると定められていることから、植皮施行部位の安定目的は該当しないと考える。 以上のことから、植皮施行部位(植皮の安定目的)に対する J003 局所陰圧閉鎖処置(入院)の算定は、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和 8 年 11 月

No.	取扱い	根拠	備考
4	K719-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術と K732「2」(□)人工肛門閉鎖術(腸管切除を伴うもの)(その他のもの)の同日の併算定は、原則として認められない。	医科点数表の通則に「同一手術野又は同一病巣につき、2以上の手術を同時に行った場合の費用の算定は、主たる手術の所定点数のみにより算定する。」となっている。K719-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術と K732「2」(□)人工肛門閉鎖術(腸管切除を伴うもの)(その他のもの)の2手術は、「複数手術の費用の特例」の各手術の組み合わせ及び病変の位置関係から、同一手術野と判断される。 以上のことから、K719-3 腹腔鏡下結腸悪性腫瘍切除術と K732「2」(□)人工肛門閉鎖術(腸管切除を伴うもの)(その他のもの)の同日の併算定は、原則として認められないと判断した。	適用診療月 令和 8 年 11 月

本件に関する問合せ先

中部審査事務センター

No.1からNo.2 に関して

内科・歯科審査室内科審査課

(TEL:052-854-6804) 川端

(TEL:052-854-6858) 加藤

No.3 からNo.4 に関して

外科・混合審査室脳外科・外科審査課

(TEL:052-854-6788) 小林

(TEL:052-854-7851) 橋本